

平成29年度第2回市地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録			
会 議 名	平成 29 年度 第 2 回 いわき市地域自立支援協議会		
日 時	平成 29 年 9 月 27 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 10	場 所	いわき市文化センター 2 階 中講義室(1)(2)
出 席 者	【項目】	【氏名】	【所属・職名】
		学識関係者 障がい者福祉団体 障がい者福祉施設等 障がい者関係機関 市民代表 いわき市役所 相談支援事務所等	山本 佳子 森田 千鶴子 豊田 正勝 吉江 路子 鈴木 繁生 高木 郁夫 古川 敬 松崎 有一 草野 滋章 門馬 栄 渡辺 隆 栗村 嘉起 石井 キヌ 事務局 事務局
欠 席 者	学識関係者 障がい者福祉団体 障がい者関係機関	関 晴朗 田子 久夫 石井 静子 古館 信義 根本 徳一 齊藤 秀美 吉田 裕之	国立病院機構いわき病院院長 磐城済世会舞子浜病院名誉院長 いわき聴力障害者会副会長 いわき市身体障害者福祉協会 いわき市精神障害者家族会ふれあい会会長 福島県立いわき支援学校校長 社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長

<p>配 布 資 料</p>	<p>平成 29 年度第 2 回いわき市地域自立支援協議会次第 平成 29 年度第 2 回いわき市地域自立支援協議会資料 資料 1 障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について 資料 2 第 4 次市障がい者計画の改定等について (参考資料) ・ 第 4 期市障害福祉計画の進捗状況 (平成 28 年度実績) (当日配布資料) ・ タブレット端末を活用した遠隔手話サービスについて ・ いわき市障害児通所支援事業所ガイド ・ 平成 30 年 4 月 1 日からの障害者の法定雇用率引き上げについて ・ 誠心会 パンフレット及び会報誌 ・ いわき病院 パンフレット及び月刊誌 ・ いわき支援学校 学校案内</p>
----------------	--

○ 平成29年度第2回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議 長 それでは、報告事項 1 の障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明ありましたが、内容につきまして何かご質問がありましたらお願いいたします。市の対応要領については、地方公共団体については努力義務ということですが、自立支援協議会の委員の皆さんの協力も得て、いわき市では早々に対応要領を定めたということは非常に評価できるのかなと考えております。私から一つよろしいですか。合理的配慮のところ、いわき市としても障がいのある方を雇用していると思うのですが、来庁された方への対応のみだけでなく、市で雇用されている障がいのある方に対しての何か合理的配慮はないのか確認したいです。

事務局 障がい福祉課の〇〇でございます。市の職員として、身体障がいのある方を正規職員として採用しておりまして、合理的配慮については各職場でそれぞれ考えているところでございます。例えば、車いすを利用している職員については、プリンターが高くて使いづらいということから、利用し易いよう低い個別のプリンターを設置したり、また、棚なども書類を高い所に置かず、低い所で利用できるように配慮するなど、各職場でそれぞれ合理的配慮しているかと思えます。

議 長 ありがとうございます。役所など訪れた人のみならず、雇用されている障がいのある職員さんにも合理的配慮をしているということ。なければ、次に移ります。次に協議事項 1 の第 4 次市障がい者計画の改定等について、事務局より説明お願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局より第 4 次市障がい者計画改定についての説明と、アンケートの調査結果から見えるニーズ、課題について説明がありました。それで本日皆様に協

議していただきたいのは、資料 2 の 1 ページの下部にある下線が引いてある、今回は中間見直しであり「基本理念」、6 つの「基本目標」及び「施策分野」については変更せず現計画を継承することとしたいとあります。皆さんに協議していただくのは今回の改定に当たっては、6 つの「施策分野」の各分野に位置づけられている施策の基本的方向性の現行の項目について、加除修正すべきものがないかを検討するものとするということで、これが資料 2 の別冊 1 の別紙 1 のところですが、基本理念があって、基本目標が 6 つあって計画における 4 つの視点、6 つの政策分野があって、1 番右側、各分野に位置づけられる政策の基本的方向性、この項目について加除修正すべきものがないか検討するというのが 1 点です。その下、考慮すべき変化等については計画における 4 つの視点に加えられるべきものかどうかの検討も併せて行うということで、今各分野に位置づけられる政策の基本的方向性、別紙 1 に書いてありますが、裏の別紙 2 考慮すべき変化等を読み解いていただいて計画における 4 つの視点に加えられるべきものがあるかどうかの検討も行っていただきたい。この 2 点について今日は協議していただきたいということになっております。委員の皆さんからご意見、ご質問等ございますか。

〇〇 委員 〇〇と申します。ただいまかなりボリュームのあるご説明をいただきまして、なかなか理解するのに混乱しますが、いくつかお願いがあります。例えば、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に向けての関係で、いわゆる、「我が事・丸ごと」についてこの社会を具体的にどのように計画されていくのかということです。概要等は非常にわかりやすくなっていますが、具体的にどうするかが見えません。それから、10 番の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正」について、保証人制度の問題がずっと議論されてきて、出口が見えないところがあります。この辺をどのように考えていくか。あともう 1 点ですが、以前にお聞きしましたが、自閉症の方は郡山の療育センターに行くのに大変だ、途中で引き返してくるというお話を聞きました。いわきにも療育センターの設置を検討していただきたいと思えます。

議 長 ありがとうございます。3 つありました。「我が事・丸ごと」をどう具体的に実現するか、保証人制度の問題がまだ解決されていないのではないか、また療育センターの設置についてということです。事務局で回答をお願いします。

事務局　まず1つめ、地域共生社会のことで、国でも「我が事・丸ごと」ということで大きくアドバルーンを上げて進めていくということにしております。これから当市でも地域生活拠点もありますので、それと併せて広く事業者、また相談者、各サービスが連携できる体制を構築しながら地域共生社会に結びつけていくという形を、委員の皆さまから意見をいただきながら、方向性を見出していきたいと考えております。保証人制度につきましても具体的に地域移行支援部会でも検討してきまして、なおかつ委員の方からも保証人制度の体制、事務局として新たに NPO 法人等も立ち上げて協賛金を集めて実施したらいいのではないかという意見もありますので、そういったことも含めて検討していきたいと考えております。次に、自閉症関係ということで、郡山市にある発達支援センターをいわき市にも設置検討という意見については、各事業所を訪問させていただくと「発達障がい等の相談ができるところが少ない」、また「専門的な相談をできるところがない」ことから、不便を感じるという意見を聞いておりますので、それについては設置主体である県に対し、事あるごとに各圏域にセンターを設けたほうがいいのではないかということを要望しております。今後も引き続き要望を出しながら、県とも連携して発達障がいの相談支援について様々な要望等を踏まえて、どういったものがあるのか、検討していきたいと思っております。以上です。

議長　〇〇委員からお話があった保証人制度の問題が解決されていないということだと6つの政策分野の「生活環境」、政策の基本的方向性としては「地域における暮らしの場の確保」という基本的方向性がありますので、その中で基本的方向性は示されているわけですから対応していただきたい。また療育センターの設置については「教育・育成」の「一貫した療育体制の充実」や「障がい児保育」等が入っておりますので、そこについても今後検討していきたい。「我が事・丸ごと」ですが、これは悩ましいところではあります。また、「啓発・広報」の「共に生きる社会の理念普及」がありますので「地域包括ケアシステム」も含めて考えていく必要があるのかなと思っております。ここで、ちょっとお聞きしたいことがありまして、医療的ケア児の問題が出てきております。〇〇委員から、医療的ケア児の現状やこういったお子さんがいる、困っている等々のお話があれば伺いたいのですがよろしいでしょうか。

〇〇委員　今本校は103名の児童、生徒が在籍しております。その中には家庭訪問学級ということで学校に通ってこられない児童も3名、

そして病院訪問、豊間にあるいわき病院に入院しながら病院訪問学級を行っている児童が4名、家庭訪問、病院訪問についてはそれぞれで医療的な行為が行われています。その他、本校に通ってくる児童については約35名の児童に医療的ケアを行っております。家庭訪問、病院訪問を入れれば103名のうち40名近くが医療的ケアを受けているということになり、全体の4割程になります。ただ、医療的ケアといっても1人一つの医療的ケアということではなく、1人の児童に対して人工呼吸器を交換するもの、また、胃ろうや経管栄養など、様々な場合があり、1人で二つ、三つの医療的ケアが必要な児童もいますので、件数としては70件以上となります。看護師は常勤が2名、非常勤が4名の6名の看護師によって医療的ケアが行われている状況です。ただ、医療的ケアが必要な児童は、勿来地域からも通っており、いわき市内全域から通ってくるということでお母さん方の負担が非常に大きいということです。スクールバスもあるのですが、スクールバスで1時間以上かけて通うのは安全面で非常に厳しいということもあり、1人1人保護者さんが送らざるを得ないといけない状況です。このような事から、保護者さんはどうしても1時間以上かけて勿来、泉から来る場合には、お母さん方の言葉を借りれば、「命がけで毎日学校に通っている」というお話をお聞きしております。保護者さんが1番心配していることは、今は学校に毎日通って来ていますが、親が高齢になって、卒業後に医療的ケアを受けている児童が成長して大人になったとき、社会の中でどのように生きていけるのかという仕組みが、なかなか見えていないと非常に焦っています。自分で事業所を立ち上げるということも可能なのですがノウハウや専門的な知識が乏しいなかで、看護師や医療関係との連携も必要になることから、今のところは、「福音協会」や「なないろくれよん」など、医療的ケアのサービス等提供している3事業所を利用させていただきながら、放課後等に活用させていただいている状況です。やはり南部地域には医療的ケアを行える事業所がないことから、保護者さんは非常に困っているということです。保護者さんたちは、将来的なこともそうですが、今現在のことについても、子供たちが教育だけではなく、その後の余暇活動もいきいきと生きていけるような場、空間を欲しており、望んでいます。いわきにそのような場所が増えていくことを私たちは期待しています。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。今、医療的ケア児についての課題が一

つ出たのと、いわき市の南部地域における社会資源の不足。それから、北部地域にどうしても社会資源が集中しているのを通うこと自体が大変だというお話がありました。地理的な問題で通うのが大変だというお話がありましたけれども、いわき支援学校ではくぼた校高等部が開設されておりますので、その点について〇〇委員からからお話を伺えたらと思います。

- 〇〇 委員　まず本校の運営にあたりましては市、事業所さんに大変お世話になっており、お礼を申し上げます。今程ありましたように3年前に勿来高等学校内にくぼた校という分校が開設され今年で3年目を迎えております。当初は勿来高校の空き教室を利用した運営ということから小・中ではなく、高等部だけ設置し、7名からスタートしました。今は28名であり、1年1年倍増している状況です。県が想定して作った施設の大きさが40名程度なのですが、高等部の生徒は体が大きいので、現状の教室はかなり狭さを感じております。まだ若干の余裕が残っている教室もありますので、その教室が本来の教室に転じていけるかという状況が間もなく来るのかなと思います。今、通学の話があったのですが、通っている生徒はいわき市の南部地区の中学校、あるいは本校の南から支援学校まで通った生徒が大体くぼた校に流れているという状況であり、3年目にして本校と分校の流れが見えてきたかなと思っております。この場をお借りしまして、高等学校と障がいの特別支援学校が一緒の場所で運営するというケースというのは本県では初めて、東北、北海道でも初めての取り組みであり、非常にいろいろと心配されましたが、今の状況からは、それは周りの大人、職員だけの無用な心配だったなと私は思っています。ほとんど生徒同士はインクルーシブ、共生社会そのものの生活を送っています。余計な理由づけをしなくても、その場を見れば理解し合い、一緒に生活をしている状況です。実は、今日、毎年実施している保護者と管理職の懇談会を午前中に実施しました。私がここに出席することは言っていないのですが、本校の保護者からいろいろ要望的な話がありました。その一つは、6つの政策分野の中にも含まれるのですが、いわゆる高等部を卒業した後の進路先として生活介護型の事業所が少ないということであり、是非、学校からも市へ要望を出してもらえないかという話がありました。また、これも計画の中に入っていますが、やはり親としては自分が先に逝き、我が子が残った時どうすればいいのかという不安が出てくる。子どもが年齢を重ねるごとに不安を感じるようになる保護者さんが多いの

だということを今日感じました。あと、もう一つは最近特別支援学校も制度が変わり、従来のような生徒ではなく発達障がいや障がいの程度の軽い児童も入学してきており、かつてはなかった児童のタイプとして精神障がいのある児童が多くなってきている。そういう児童の場合には、小中高等部と学齢が進むにあたって、見えてくる一つの現象は、二次的な障がい全体が出てくると感じています。そうしますと対応がかなり難しい面が出てきたり、高等部を出た後の行き先が非常に見つかりにくかったり、無いので、そのまま家庭の中に留まるケースもポツリポツリと出てきているところです。学校としても卒業した後は学校教育からも離れしてしまうことから、そのままにしておいていいのかとても不安であり、そうなった場合には関係機関や市の担当の方など多くの方と繋がりをつないでいかなければならないと思います。行き場が無いという方が増えてきているという事実もありますので、この計画の中にしっかりと取り入れていただければありがたいと思います。

議長 ありがとうございます。委員のお話の中で発達障がい、精神障がいの方の入学が増えているという実感があるということでした。〇〇委員にお伺いしたいのですが、大学生についても、スクールソーシャルワーカーさんから話を聞きますと、大学まで進学してきたものの発達障がい、精神障がいがあり就労する際に非常にお困りになる方がいらっしゃることも伺っているのですが、そのあたりについてお話を伺えればと思います。

〇〇 委員 ありがとうございます。確かに今うちの大学だけではなく、全国の大学の学生相談部門での集まりや文科省からの様々な研修のメニューを見ますと学生の学習障がい、発達障がいというのがかなり多く目立ってきており、就労の段階で躓くということが言われています。私どもも就労支援に学生のうちに結び付けられるようにと思い、行動しているところではありますが、何せ未受診のまま、本人も気が付かない状態で若干の二次障がいを負いながらも登校できるから大学にも来ているわけですけども、そういった方々の場合、一人で勉強を黙々として単位を収めていくことはある程度できるのですが、社会に出て動けるかというとなかなか動けない。やはりアルバイトができればいい方で、そのまま自宅にいる人もいるかなと思っています。できるだけ発達障がいであることが分かれば、就労や事業所までには結びつかなくても、少なくとも発達障がい者支援センターあたりにまでは繋がられるよう

にということが、4年間の終着点、目標としています。うちの大学には心理相談センターもありまして、現在、そこですごく問題になっているのが高校生年代の不登校者です。中学の時の不登校がそのまま高校にあって、通信や定時制に在籍しようとはしますがそこもなかなか単位が収められないことになると、自宅にずっといるということになってしまいます。今、インターネットで単位を収められる学校も出来ていますが、社会性を育てるところが全くなく、自宅でだけしか生活できないという子どもたちをどうしていったらいいかという問題があり、できれば就労支援の事業所などに繋ぎたいですが、そこまで至らないという人たちには先ほど話ができました生活支援の場があったらとてもありがたいと思いますし、少し低年齢でも運用の面で入らせていただくとありがたいなというのは希望として持っておりました。ゆくゆくは取り上げていただけたらと思います。

議長 ありがとうございます。様々な問題が出てきました。引きこもってしまったり、不登校であったりと生活支援の場が必要ですよというお話でした。早い段階での障がいの早期発見、早期療育体制の一層の充実というのが保健医療の基本的方向性に掲げられておりますけれども、早い段階でさまざまな機関や人が関わらないとそのままひきこもりになってしまうということも考えられるようです。当事者団体の方や親の立場から、〇〇委員にお伺いしたいのですが、啓発・広報にボランティア活動の推進と基本的方向性があげられておりますが、いわき市におけるボランティア活動の現状やボランティアしてみてもまだまだこういったところが不足しているかなというようなご意見を伺いたいのですがいかがでしょうか。

〇〇 委員 私は連絡協議会の一員ですが、市民代表というよりは個人で参加しているとの思いなので、ボランティア連絡協議会と連携が取れているわけではないのですが、私は傾聴ボランティア「みみ」という団体に属しています。基本的には老人を対象にお話をお聞きすることをしています。これは障がい者の皆さんにも通ずるかと思うのですが、お話をお聞きすることですぐ心を開いてもらえるものもあると感じています。私たちの考えを押し付けるのではなく、自ら考えをつくらせていただく、気づいていただくという支え方をしているので無理な支援にはならないのかなと思ってます。どこかに活動させていただく場があれば、とてもいいのかなと思いつつ聞いておりました。

議 長 ありがとうございます。傾聴ボランティアということですが、さまざまなボランティアがありまして、事業所や当事者の方々もまだまだ活用できるのではないかなと思っております。同じ啓発・広報のところですが、障がいを理解するための福祉教育の推進であったり、障がい特性に配慮した一層の理解促進であったり、障がいのある方についての啓発・広報という部分で保護者さんから見て十分出来ているのか、それともまだまだ啓発が必要なのかということをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

〇〇 委員 私は間もなく47歳になる重度の自閉症児を育ててまいりました。それは想像を絶する子育てでした。養護学校を立ち上げた時も学校がなくて立ち上げました。3年しか通えませんでしたけれども、昔私たち世代は障がい児を抱えてもいくところがなかったというのが現状でした。でも、今は障がいをもって生まれるとずっと行政からサポートしていただける時代になりました。高等部を卒業するまでは先々のことは心配はいらないのですが、逆に親が育たなくなっています。私は手をつなぐ育成会の一員なのですが、親の会が軽視されてきていて、現在では「それってなんですか」と言われます。親の会が充実しているときは手をつないで協力しながら何かを作ろうと活動していました。聾学校の前にある「いわき母子訓練センター」や「のはら」も親の会で立ち上げた施設です。福祉が充実しているのは非常にありがたいことで、両手ではんざいと言いたいのですが、全く親が育たなくなっています。だから行くところがない、それは私たちも同じでした。でも今の保護者さんはどこかに潜り込めると思っているのです。逆に私たちは80歳に近い親が苦勞してきた部分は本当に先がなくもっと深刻でした。だからそれを今の子供たちとお母さんたちと話し合ってみたいと思っています。現に施設に通っている子を持つ親御さんは、会合を勧めても参加するのは半分以下です。私たち世代や後輩達の親の会の会員たちは、仕事も大事ですが、もう少し子どもに関心を持って欲しいと思っています。本当に先を考えていないということはないと思いますが、若い世代も年配の世代も中間の世代も本当に協力していかないと障がいを持った人達って幸せにはなれないという実感が私たち世代にはあります。今いろいろな話を聞いて、ずいぶん社会福祉って向上しているけど根本的なものはどうなのかとすごく考えさせられています。親が育っていないというのは本当にそう思っています。学校に通っているから安心して

仕事をしている親御さんが多く、仕事も大切ですが、子どもと向き合いちょっと先を見ることが必要だと思います。本当に子どものことを考えているのかなと思うことがあります。ときどき支援学校に通っている中学生の思春期のお子さんを持つお母さんからどう対応したらいいかとの相談があるのですが、その時点、時点で親も悩みますが学校に通っているうちは安心です。でも学校は18歳で卒業です。その先が長いという話をするのですが、ピンとこない方が多いようです。人口も減ってきており、高齢化も進み、障がいを持つ人たちを見ていくのは、とても大変な時代に入ってきているなと感じます。ですから、ここでみなさんの力もお借りしたいと思いますし、もう少し学校生活の中で親御さんの目を子どもに向けるような方法を学校側でもとっていただけたら少しは親御さんの目もかわってくるかなと思います。今の私には体力的・気力的にも動ける状態ではないので、これから関わっていつて下さる方に是非お願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。お話があったように障がい福祉サービスだけを充実させればいいということではなく、やはり世代間での協力や地域の皆さんのお力を借りて「我が事・丸ごと」ということで地域包括ケアシステムの中でみんな一緒に取り組まなければならない、福祉サービスだけ充実させればいいというものではないというお話であったと思います。それから〇〇委員にお伺いしたいのですが、アンケート調査結果にもありましたように、見られることがいやだという方もいらっしゃいましたが、いわき市において啓発の部分で障がい者に対する周囲の理解が進んでいると感じていますでしょうか。

〇〇 委員 私は中途失明し、7年目位になります。先程、〇〇委員がおっしゃったようにいい時代に障がい者になったのかなと思いました。皆さんのお話を聞いたら、恵まれていて何も言う言葉が見つかりませんでした。

議 長 ありがとうございます。障害者差別解消法の話もありましたけれども、〇〇委員が普段何か困ったことはありますか。

〇〇 委員 押しボタン式の信号ですが、街中は音が出るようになっているのですが、内郷地区辺りだと音が出る形状にはなっているのですが、音が出ないようになっています。中央警察署に音が出ないことについて聞きに行ったところ、予算の関係上、形状は音の出る信号機だけれど音が出ないように作られているとのことでした。県の管轄とのことで、しかたないことと思いつてきました。私

たちは音で行動します。ですから、平の街中は音が出るので少し行動することができます。内郷地域は点字ブロックも剥げてしまい、そのままの状態です。横断歩道も白いところが消えてしまっており、どこを渡っていいのか戸惑ってしまいます。

議 長 ありがとうございます。障害者差別解消法が施行され、市で対応要領作っておりますので、今のお話も踏まえて基本的な方向性の中で差別解消法に関するものを入れていくのもいいのかなと思いました。また、内部障がいになりますと周囲の理解が中々得られないところがあると思うのですが、〇〇委員は周囲の障がい者に対する理解についてどうお考えでしょうか。特に会（団体）としての観点からお話いただけたらと思います。

〇〇 委員 〇〇です。知的障がいや精神障がいのみなさんのお話は理解できないところが多くて難しいのですが、先程の〇〇委員のお話で福祉の充実が患者本人や家族の意識を低下させるというのは共通して言えるものがあると思います。私は福島県の難病連にも関係しております。今、音の出る信号機の話が出ましたが、本人は希望していても、信号機の周辺に住んでいる住民の方は、「人がいないのに音がやかましい」とか「人が通るときだけ音が出るようにして欲しい」など様々な意見がありますので、福祉を充実させていくにも、我々患者だけの意見を聞いていても物事を進めるのは難しいのかなと思います。先程話がありました差別解消法に対し、私たちも何か意見ありませんかと聞かれたのですが、私たちの団体としては今のところ問題もなく、苦情も出ていません。ただやはり告知と広報だけは徹底してもらいたいと思います。それは、結局本人たちが分かっているも周りの人がわからないと意味をなさないからです。例えば、東京都が作成した内部障がい者を対象とするヘルプマークについて、今度、郡山で内部障がい者に配布するということですが、マークの認知が進んでいないため、つけていて恥ずかしいから目立たないところに持つことにするという方がいるようです。そうするとマークを持つ意味をなさなくなってしまうということが、障がい福祉施策の難しさだと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。一層の啓発広報が必要ということ、また、基本的方向性のところで難病というのが入っていないようですが、もしかしたら難病も入れていく必要があるのかなと感じました。それから、就労についてですが、アンケート調査結果から見えるニーズ・課題において、職場定着、就労定着支援に対する課題としては、就労への移行が高い一方で、職場での人間

関係や障がいに対する理解の不足が原因で、短期間で退職するケースが多い等の分析となっておりますが、〇〇委員から就労についてお話いただけたらと思います。

〇〇 委員 ハローワークで職業紹介をして一般の会社に就職していくケースについては、例えば精神障がい者の方だと障がいをオープンにして会社に行くケースと障がいを隠して会社に行くケースがあります。隠して会社に行くケースについては、最初就職はできるのですが、やっぱり辞めてしまうという問題があり、なかなか長期的に就労ができないということがネックかなと思います。我々としては企業の理解や職場内での理解がないとなかなか定着が進まないと思っています。そのことを採用担当者の方だけではなく、やはり一緒に働く人達の理解があってはじめて定着が進むものと思っています。理解を進めるためにはサポーター事業などに力を入れて取り組む必要があると思っています。定着しない原因の一つは職場の理解です。理解がないと職場で孤立してしまいます。また、孤立してしまったときには相談ができる体制が必要です。窓口で実際に対応している職員から出されている意見です。

議長 ありがとうございます。職場の理解は本当に必要だと思います。また障がいをクローズにするか、オープンにするかというのはよく聞く問題でもあります。そのことについて、就労に関するサポート部分に非常に深く関わっている〇〇委員にご意見等を伺いたいのですがいかがでしょうか。

〇〇 委員 〇〇委員から話があったように生活のいろいろな課題が原因で定着できず退職ということはあると思います。セオリーでいけばマッチングを十分行えば、本来、定着には労力はあまりかからないと個人的には思っています。その前の準備支援が大事であり、対象者をよく知るためのアセスメントの大切さや、アセスメントを十分に行うためのマンパワー不足を補う方法や専門性をどう充実させていくかが重要だと思います。いわき市全体で障がい者福祉を進める上では人を育てることが必要です。どの職場でも人は不足しており、人員不足を補うためには一人一人の力量をあげることが必要となるので、人材の質を高めていきたいと思います。あと、多様な就労の場の確保も大切です。来年度は、定着支援も創設される予定ですが、一つ危惧しているのは定着に引きずられ、制度に縛られてしまい、「転職したい、退職して次にスキルアップしたい」という方の希望に対して、「そう言わないでもう少し続けよう」と「長

く働きなさい」という方向にならないように、定着支援の制度、利用者本位のその人らしい暮らしについて議論を深めていく必要があると思います。今は、お子さんをお持ちの方なども、多様な働き方があると思います。障がいがあっても同じように多様な働き方が認められるように市として取り組んで欲しいと思います。

議 長 ありがとうございます。確かに人材は不足している状況は間違いない中で一人一人のスキルを向上させてサービスの質をあげていく必要があるということ、定着については、ご本人の意思決定支援が非常に重要になると思います。また、意思を決定するためには様々な社会体験を通して、様々な働き方があるということを知る必要があるのかなと思いました。次に、アンケート調査結果において、まだ始まったばかりですが、いわき市障がい者相談支援センターの認知度が低く、相談の窓口を知らない人が7割以上という結果が出ていますが、これについて事務局お願いします。

事 務 局 率直に受け止めなければいけないと思っています。4月以降様々な取り組みをしてきたつもりですが、まだまだ周知が足りないということだと思います。これからも地域の中で存在を認知していただいて、気軽に相談できる体制づくりを進めていきたいと思っています。

議 長 ありがとうございます。生活支援の部分で、当事者本位の相談支援という基本的方向性が示されておりますが、相談の役割が非常に大きくなってきており生活支援に止まらず、就労、雇用・就業、教育・育成のすべてに相談が関わってくるのではないかなと感じています。福祉事業所の委員の方々からは御意見等ございますか。

〇〇 委員 会長から意思決定支援という言葉が出されましたが、「第4次いわき市障がい者計画（後期）の施策体系」というA3の資料について加除修正の意見があればということだと思いますが、意思決定支援については今年の3月31日に国から意思決定支援のガイドラインが示されました。今後、障がい福祉サービスの中では、おそらく具体的には計画相談、施設内、事業所内での個別支援計画作成等において、意思決定支援の要素を組み入れた計画会議がなされていくことになるのだらうと思います。また、相談支援専門員の初任者研修、現任者研修のカリキュラムの改編も始まろうとしています。そういった状況を勘案すると、障がい者計画の施策体系の中にどこにもその言葉がないということは、ちょっとさびしいなという気がします。取り入れていくならば、4つの視点の中で

は視点の 2 番や基本的方向性では入りそうなところがいっぱいあります。基本的方向性は該当箇所が多いので、取り入れるならば 4 つの視点の中の 2 番「障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援」がまさに意思決定支援のことだと思います。例えば、これを「障がい者の意思決定支援に基づく総合的な支援」としてはいかがかなという案でございます。今後、市町村でも間違いなく取り組むようになると思います。以上です。

議長 ありがとうございます。委員の皆さんから様々な意見をいただきました。これからが本題です。文言の加除修正をどうするかということですが、今、〇〇委員から意思決定支援を視点 2 に取り入れてはどうかとの意見がありました。委員の皆さんから何かご意見があればお願いします。一つの案として「障がい者の意思決定支援に基づく総合的な支援」としてはどうかとの意見です。よろしいでしょうか。また、先程、出だされました様々な意見ですが、例えば「医療的ケア児の問題」や「社会資源の不足としてのバランスを崩しているのではないか」、「発達障がい者、精神障がい者への支援を手厚くしていかなければいけないのではないか」、「我が事・丸ごとの地域包括ケアの方向性」、「人材育成」などたくさん意見が出ました。視点や基本的方向性に加えていく文言など、委員の皆さんの考えや意見を出していただけたらと思います。例えば、障害者差別解消法に対応しているところほどのあたりになるかと考えると、この中では啓発・広報の権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進には入っていますが、法律も定められたことですし、基本的方向性としても、「障がい者差別の解消の推進」や「医療的ケア児に対する手厚い支援」についても明記していかなければならないといけなかなと思います。事務局、文言はどうでしょうか。

事務局 障がい福祉課〇〇でございます。今ご議論いただいております基本的方向性、会長に皆様の様々な意見を集約しつつご議論いただいておりますが、今程、出していただいた皆様のご意見、また会長からご指摘があった意見を踏まえて、一旦事務局で案を整理いたしまして、当初第 5 期のサービス量などについて意見を伺うということとしておりました 10 月下旬を目途に、障害者計画の施策体系についても、併せて照会をさせていただくということでご意見を頂戴できればと存じます。

議長 ありがとうございます。確かにここで逐一文言を考えていくのも大変ですので、皆さんが考えている思いや、こうしたほうがよ

いのではないかというご意見を事務局で案にまとめていただき、再度検討させていただきたいと思います。他にご意見ご質問等がございますか。なければ、次に移ります。これで本日の報告事項、協議事項は終わりになるのですがその他のタブレット端末を活用した遠隔手話サービスについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 ありがとうございます。只今事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見ご質問ありますか。なければ、その他事務局からございますか。

事務局 本日追加資料ですが、第 1 回目の地域療育支援部会でご説明させていただきました「障害児通所支援事業所ガイドブック」について、前回冊子をご提示できませんでしたので、本日添付致しましたのでご一読願います。また本日は平職業安定所様から平成 30 年度 4 月 1 日から障がい者の法定雇用率が引き上げになりますという冊子、誠心会様より誠心会の事業概要や会報誌を提出いただいております。また、いわき病院様から病院案内と月刊誌ととの提供いただいております、いわき支援学校様からも学校案内をいただいております。会議は情報共有の場でもありますので、今後とも委員の皆様から情報提供があれば提供いただければと思います。また、今情報提供いただいた資料について何か委員の方から追加で説明等があればお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。他に委員の皆さまから何かございますか。特になければ、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本日はご協力ありがとうございました。

事務局 会長ありがとうございました。以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございました。

IV 閉会